

## 【補助金手続きの流れ】

補助金制度のご利用にあたっては、手続きの流れを事前にご確認ください。手続きの流れに沿わず、補助金事業を実施した場合（補助金の交付決定前の契約など）は補助金の交付ができません。以下は、初めに行う「耐震診断」の補助金制度の手続きの流れです。

### 【申請手続きの流れ】

#### 相談

- 居住又は所有する住宅が補助金制度の対象となるか、事前に窓口又は電話でご相談下さい。
- 定期に開催する「木造住宅耐震相談会」へご参加いただくと建築士との個別相談ができます。

#### 耐震診断技術者の選定

- 平塚市木造住宅耐震診断技術者名簿から、依頼する耐震診断技術者を選定してください。
- 「木造住宅耐震相談会」で相談した耐震診断技術者へその場で依頼をすることもできます。

#### 補助金の申請

- 申請に必要な書類をご準備の上、市建築指導課へご提出ください。また、耐震診断技術者に申請手続きを委任することができます。

#### 補助金の交付決定

- 市にて申請内容を審査し、補助の対象となる場合、市から交付決定通知書を郵送します。
- 交付決定通知書が届いたら、耐震診断技術者にその旨を連絡し、現地調査の日程等をお打合せください。

#### 補助金事業の実施

- 耐震診断技術者の現地調査は通常1日で終わります。原則として、申請者ご本人が立会いをしてください。
- 耐震診断技術者は現地調査や聞き取り調査を踏まえて計算を行い、耐震診断の「評点」を算出します。

#### (事業の変更・中止)

- 事業の内容等に変更が生じた場合は、変更手続きが必要となる場合があります。
- 補助金の交付決定を受けた事業を何らかの理由で取り止める場合は、中止の手続きが必要です。

#### 補助金事業完了の報告

- 完了実績報告書及び市への補助金の請求書等を提出してください。
- 完了実績報告書に添付する図面、計算書等の書類は、耐震診断技術者がとりまとめを行います。

#### 補助金の確定・支払い

- 市は内容を審査し、支障の無い場合は、補助金額の確定通知書を郵送します。
- 補助金額の確定通知書が届いてから2～3週間後に市から申請者の指定口座に補助金が振り込まれます。



手をつなぎたくなる街

※補助金制度の詳細や、申請書類については、平塚市役所のホームページからご確認ください。申請書類は窓口でも配布もしています。



# 補助制度を使って耐震改修！

～あなたのお家は大丈夫？～ 平塚市木造住宅耐震化促進事業補助金

平成7年の阪神・淡路大震災や平成28年の熊本地震では、昭和56年5月31日以前の旧耐震基準で建てられた木造住宅に大きな被害が集中しています。

東海地震や神奈川県西部地震などの大規模地震の切迫性が指摘されている今、旧耐震基準建築物の耐震診断をし、必要に応じて耐震改修工事を行うことが大切です。

万一の地震に備え、「いま、できること」をやっておきませんか。



## ※木造住宅の耐震改修に補助金があります。

(※昭和56年5月31日以前に着工された在来工法のもの)

### 耐震診断

#### 全額補助

150㎡以下 9万2千円  
150㎡超え 10万1千円

### 耐震改修工事

#### 最大

一般世帯 101万円  
非課税世帯 133万円

※耐震改修設計、現場監理の補助金を含んでいます。

★借家等も補助対象となる場合があります。各補助金制度の詳細は、2面以降をご覧ください★

## 木造住宅耐震化のステップ

### まずは、耐震診断



昭和56年5月31日以前に建築した木造住宅は、耐震診断をしましょう！

### 次に、耐震改修設計



改修計画を立て、工事費用を算定します。

### 最後に、耐震改修工事



できるだけ早く工事をして、万一の地震に備えましょう！！

※補助金の受付は、**先着順**となります。市の予定件数を超える場合、ご利用できないことがありますので、お早めにご相談ください。

(お問合せ・ご相談)  
平塚市役所 建築指導課 まで  
TEL 0463-21-9731 (直通)  
E-mail kenshi@city.hiratsuka.kanagawa.jp

## 【耐震診断】

地震に対する安全性を評価する耐震診断の費用を補助します。耐震診断は、市に登録する「耐震診断技術者」が行います。「平塚市木造住宅耐震診断技術者名簿※」からご自身で選定し、依頼してください。

申請手続きは、耐震診断技術者へ委任することができるので、申請者ご本人が窓口にお越しいただく必要はありません。  
※技術者名簿は、窓口及びHPでご確認いただけます。

### 【補助金額】

#### ●延べ面積が150㎡以下の場合

耐震診断費（定額）92,000円（税込み）のうち、

※区分1： **92,000円**（全額補助）

※区分2： **62,000円**（約2/3補助）

#### ●延べ面積が150㎡を超える場合

耐震診断費（定額）101,000円（税込み）のうち、

※区分1： **101,000円**（全額補助）

※区分2： **68,000円**（約2/3補助）

※区分については、下記【補助対象者】でご確認ください。

## 【耐震改修設計】

耐震診断の結果、「地震の震動及び衝撃に対して倒壊・崩壊の可能性がある、又は高い」と判断された場合は、壁（軸組）の補強や筋かいの端部を柱やはりに緊結する等の方法により、「地震に対して安全な構造」となるよう耐震改修を行う必要があります。

耐震改修工事を行うためには、あらかじめ耐震改修の計画を立案する必要があります。耐震改修設計は耐震診断技術者が実施し、それに係る費用の一部を補助します。

### 【補助金額】

●耐震改修設計に係る費用は、住宅の規模や耐震診断の結果等により異なります。（20万円程度※）  
※市の補助金制度の実績による金額の目安です。

#### （区分1）

耐震改修設計費（税込み）の1/2を補助

補助金の上限額：**70,000円**

#### （区分2）

耐震改修設計費（税込み）の1/2を補助

補助金の上限額：**35,000円**

## 【耐震改修工事】

耐震改修設計に基づき実施する耐震改修工事費用及び耐震診断技術者が行う工事監理に係る費用の一部を補助します。

【補助金額】市県民税が、前2年度分非課税の世帯への補助金額加算もあります。

●耐震改修工事に係る費用は、耐震改修設計の内容及び見積書により異なります。（150～200万円程度※）  
※市の補助金制度の実績による金額の目安です。

#### （区分1）

耐震改修工事・現場監理費（税込み）の4/5を補助

補助金の上限額：**940,000円**

#### （区分2）

耐震改修工事・現場監理費（税込み）の4/5を補助

補助金の上限額：**470,000円**

●耐震改修工事と併せて、防火改修（軒裏、外壁及び外壁の開口部を周囲で発生する延焼を防ぐための構造とする改修）を行う場合、それらの費用を含めた工事費用の一部を補助します。（下記の区域内の一部が対象です。）

立野町	東八幡一丁目	東八幡二丁目	宮松町
桃浜町	富士見町	長持	

（区分1のみ）区分2は、対象外です。

防火耐震工事・現場監理費用（税込み）の4/5を補助

補助金の上限額：**1,440,000円**

## 【耐震改修以外の選択】

耐震診断の結果、地震の震動及び衝撃に対して倒壊・崩壊の可能性がある、又は高いと判断された場合は、耐震改修設計・工事を実施することが効果的ですが、個別の事情に応じた選択ができるよう、次の補助金制度の活用もできます。

例：耐震診断の結果が、著しく悪く、老朽化も進んでいるので、建て替えを検討したい。

例：耐震改修費用が高いので、寝室だけでも地震に強くしたい。

## 【建替え除却工事】

耐震診断の結果、地震の震動及び衝撃に対して倒壊・崩壊の可能性がある判断された住宅の建替えを行う場合に、その除却費用の一部を補助します。  
**（前年度以前に本市補助制度による耐震診断を行った住宅に限りです。）**

【補助金額】市県民税が、前2年度分非課税の世帯への補助金額加算もあります。

（区分1のみ）区分2は、補助対象外です。

除却費（税込み）の1/3を補助 補助金の上限額：**360,000円**

## 【耐震シェルター設置】

寝室などの居室の内側を鉄骨や木質系パネルで囲むことにより、居室自体を安全な空間にすることができる「耐震シェルター」の設置費用の一部を補助します。  
※耐震シェルターは、市の指定がありますので、事前にご相談ください。

【補助金額】市県民税が、前2年度分非課税の世帯への補助金額加算もあります。

（区分1のみ）区分2は、補助対象外です。

耐震シェルター設置費（税込み）の1/2を補助

補助金の上限額：**250,000円**

【補助対象建築物】 ※全ての要件を満たす場合に補助の対象となります。

- 昭和56年5月31日以前に建築された一戸建ての住宅または兼用住宅
- 木造在来軸組構法で建築されたもの
- 2階建以下のもの

【補助対象者】 ※区分により補助金額が異なります。区分2は、借家の所有者の方が該当します。

#### □ 区分1 次のアからエのいずれかに該当する者

ア 所有者かつ居住者である者

イ 対象の住宅に配偶者又は3親等内の親族が居住している所有者

ウ 居住者（所有者である者を除く。）

エ 現在は、対象住宅に居住者はいないが、耐震化をした後に居住する予定の所有者

※エについては、事前にご相談ください。

#### □ 区分2 アからエまでのいずれにも該当しない所有者（対象の住宅に居住者がいない場合を除く。）